

富山県農村医学研究会 会則

富山県農村医学研究会

富山県農村医学研究会 会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は富山県農村医学研究会という。

(事 務 局)

第2条 本会は事務所を高岡市永楽町5番10号におく。

(目 的)

第3条 本会は農山村の実態に立脚して、医療と保健に関するすべての問題を調査研究し、健康な農山村生活を築くために寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条

- (1) 農山村に関する医学的調査、研究ならびに保健福祉活動
- (2) 保健福祉に関する啓蒙ならびに会報その他必要な印刷物の発行
- (3) 研究発表会ならびに講演、講習会の開催
- (4) 日本農村医学会ならびに関係研究会との連絡および協力
- (5) その他目的を達するための必要な事業

第2章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同して入会した者とする。

(会 費)

第6条 本会の会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

第3章 役員および顧問等

(役 員)

第7条 本会に、理事若干名、監事2名の役員をおく。役員は総会において選任する。理事は互選により会長1人を定めるものとし、また必要に応じて副会長2人を定めることができる。なお、理事および監事は相互に兼ねることができない。

- 2 役員任期途中交代については、前任の残任期間をもって役員を選任することができる。

(職 務)

第8条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

- 2 理事はあらかじめ会長に事故があるとき、または会長が欠けたとき、その職務を代行するものを定めておくものとする。

- 3 理事は、理事会を構成し会務の執行を決定する。
- 4 監事は、会務の執行状況および財産の監査を行う。

(顧問)

- 第9条 本会に顧問をおくことができる。
- 2 顧問は理事会において推薦し、総会の承認をうるものとする。
 - 3 顧問は理事会に出席し、意見をのべることができる。

(任期)

- 第11条 役員、顧問の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(運営委員)

- 第10条 本会の運営を円滑にするため必要に応じて運営委員会を置くことができる。運営委員会は、会務全体の執行について意見を言うことができる。運営委員は会長が委嘱する。任期は2年とする。

(事務局)

- 第12条 本会に事務局をおき、事務局に事務局長および事務局員若干名をおく。
- 2 事務局長および事務局員は、会長が委嘱する。

第4章 会 議

(種別)

- 第13条 本会の会議は、総会および理事会、総会は通常総会および臨時総会とする。

(構成)

- 第14条 総会は会員をもって構成し、理事会は理事をもって構成する。

(職能)

- 第15条 総会は、次の各号に掲げる事項を議決する。
- (1) 事業計画および収支予算の決定
 - (2) 事業報告および収支決算の承認
 - (3) その他本会の運営に関する重要な事項
- 2 理事会は、次の各号に掲げる事項を議決する。
- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

- 第16条 通常総会は毎年1回5月または6月に開催する。
臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上から会議

の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

- 2 理事会は会長が必要と認めたとき、または理事の4分の1以上から会議の目的たる事項を示し請求があった時に開催する。

(招 集)

第17条 会議は会長が招集する。

- 2 総会を招集するには、会員に対し会議の目的たる事項および場所を示して開会の10日前までに通知しなければならない。

((議 長)

第18条 総会の議長はその総会において、出席会員のうちから選任する。

- 2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定 足 数)

第19条 会議は総会においては会員、理事会においては理事の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第20条 総会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。この場合において議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

- 2 理事会の議事は、出席理事の同意をもって決する。

(書面議決等)

第21条 やむを得ない理由のため会議に出席できない会員、または理事は あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議 事 録)

第22条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時および場所
- (2) 会員または理事の現在数
- (3) 会議に出席した会員の数または理事の氏名
(書面表決者および表決委任者を含む。)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長および出席した会員または理事のなかから、その会議において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第5章 会計

(会計)

第23条 本会の会計は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他収入

(事業年度)

第24条 本会の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附則

本会則は、平成25年12月1日より施行する。

一部改訂 平成27年6月6日